

被災された皆様に役立てていただくための

暮らしの安心ガイドブック

平成24年4月版

岩 手 県

「我が家の復興計画」づくりのすすめ

これからのこと、少しずつ考えてみませんか。

皆さん一人ひとりのこれからの将来について考えてみませんか。

復興の主役は皆さん一人ひとり。それぞれの復興が地域の復興につながっていきます。

県民みんなで復興に向けて、一步一步、歩んでいきましょう。

【おかねのこと】
生活のために必要な資金の支援について知りたい。
(P1～)

【住まいのこと】
地元で住宅を購入したい。
(P18～)

【しごとのこと】
早く正社員として再就職して生活を再建したい。
(P29～)

わたし、我が家の目標

【福祉・保健・医療のこと】
福祉や保健サービスについて知りたい。
(P37～)

【困りごとや悩みごとの相談】
いろいろな心配や悩みごとを解決したい。
(P57～)

「我が家の復興計画」の実現に向け、被災者相談支援センターでは、被災者の皆さんの生活設計相談を行っています。

住まいの再建やこどもの教育など、いつどんな支出が必要になるのか、また、毎年の収支バランスを具体的にイメージすることが、夢の実現には重要です。家族の夢を実現するため、現在、手元にある資金や今後の収入をイメージしながら、今できる範囲で、これからの生活設計を試してみませんか。

各地区の被災者相談支援センターでは、専門家（ファイナンシャル・プランナー）が皆さんの生活設計全般のご相談に、無料で、対応いたします。

生活設計相談スケジュール 相談時間 10：00～15：00

久慈地区被災者 相談支援センター	県久慈地区合同庁舎1階 電話：0120-934-755	毎週 金曜日
宮古地区被災者 相談支援センター	県宮古地区合同庁舎1階 電話：0120-935-750	毎週 月曜日
釜石地区被災者 相談支援センター	シープラザ釜石2階 電話：080-5734-5494 080-5734-5495	毎週 水曜日
大船渡地区被災者 相談支援センター	県大船渡地区合同庁舎1階 電話：0120-937-700	毎週 火曜日

目次

おかねのこと P 1

- 被災者生活再建支援金を確認したい P 1
- 災害弔慰金（災害関連死）・災害障害見舞金を確認したい ... P 2
- 義援金を確認したい P 4
- 生活資金や生活再建の資金を借りたい P 5
災害援護資金 生活福祉資金 母子寡婦福祉資金
- 生活に困窮している 生活保護 P 8
- ひとり親家庭・子育て家庭への手当を受けたい P 9
児童扶養手当 児童手当
- 被災孤児・被災遺児等への返済不要の奨学金を受けたい ... P 11
いわての学び希望基金（奨学金給付事業） など
- 子どもの就学支援を受けたい P 13
幼稚園、小・中学校、大学等での就学支援
- 子どもの進学のために奨学金を借りたい P 17

住まいのこと P 18

- 応急仮設住宅の不具合について問い合わせたい P 18
- 震災前からの住宅ローンについて相談したい P 18
- 住宅が被災したので新たに建設・購入したい（補助） P 19
被災者生活再建支援金の加算支援金
被災者住宅再建支援事業 生活再建住宅支援事業
- 被災した住宅の補修について相談したい P 21
- 被災した住宅の補修・改修をしたい（補助） P 21
被災者生活再建支援金の加算支援金
生活再建住宅支援事業
- 被災した宅地の復旧をしたい（補助）生活再建住宅支援事業... P 22
- 被災した住宅の再建や補修等への融資を受けたい P 23
- 住宅再建等で受けた融資の利子補助を受けたい P 24
- 住宅再建等に併い太陽光発電システムを設置したい P 25
- 高齢者が暮らしやすい住宅に改修をしたい P 26
- 公営住宅に入居したい P 27

しごとのこと P 29

- 仕事をさがしたい・職業訓練を受講したい P 29
- 職業訓練期間中の生活費の支援を受けたい P 30
- 就職に向けた相談や支援を受けたい P 31
就業支援員 ジョブカフェいわて、地域ジョブカフェ
これからのくらし仕事支援室
いわて県南パーソナル・サポート・センター
- 失業等給付・労災保険を受けたい P 32
- 会社が倒産状態になり賃金が未払いのまま退職した P 33
- 会社の倒産等で離職したので生活資金を借りたい P 34
- 遠隔地等での就職活動への支援を受けたい P 35
- 母子家庭の母への就業支援を受けたい P 36

福祉・保健・医療のこと P 37

- <子育てなど>
 - 子どものこころの健康が心配 子どものこころのケアセンター P 37
 - 子どもの養育について相談したい 児童相談所 P 38
 - 子育て支援やひとり親家庭への支援を受けたい P 39
子育て短期支援事業 ファミリー・サポート・センター事業
保育料の減免 母子家庭等日常生活支援事業 など
 - 被災孤児・被災遺児への支援 P 42
遺児家庭支援専門員 未成年後見人制度 里親制度
- <高齢者>
 - 介護サービスを受けたい P 45
 - 老人クラブの会員による訪問活動 P 46
- <障がい>
 - 障がい者（児）への支援を受けたい P 47
補装具・日常生活用具の支給
コミュニケーション支援事業（手話通訳者など）
障がいのある子どもの自立支援医療（育成医療）
障害者自立支援医療（更生医療・精神通院医療）

障がい者の日中活動支援
 障害者支援施設等の入所に係る食費・光熱水費等の給付
 グループホーム・ケアホームの利用、家賃補助
 障がい者（児）のホームヘルプサービス等
 障がい者（児）の外出支援
 視覚障がい者への支援 緊急時の精神科受診の相談窓口
 障がい者の暮らし・仕事支援
 障がい者の就労支援

<保険料・利用料など>

- 保険料や利用料などの減免を受けたい …………… P 55
 国民健康保険料・介護保険料の減免
 介護保険の利用者負担の減免
 障がい者福祉サービスの減免
 医療機関受診時の窓口負担の減免

困りごとや悩みごとの相談 P 57

- 地域の身近な方に相談したい …………… P 57
 生活支援相談員 民生委員・児童委員
- 震災によるストレスや悩みなどを相談をしたい …………… P 58
 地域こころのケアセンター こころの健康相談
 いのちの電話「震災ダイヤル」
- 子どもの教育について相談したい …………… P 59
 ふれあい電話 いじめ相談電話 コスモスダイヤル
 すこやかダイヤル電話相談 高校生の転学に関する相談
- 子どもから自分で相談したい …………… P 60
 子どもの人権110番 チャイルドライン
- 発達の遅れなどを相談したい 発達障がい児(者)相談支援 …………… P 60
- 女性の様々な悩みやDVなどを相談したい …………… P 61
 岩手県男女共同参画センター
 女性の心のケアホットライン・いわて
 女性健康支援センター
 性犯罪被害相談電話
 DV相談

- 犯罪被害について相談したい …………… P 63
 警察安全相談電話 犯罪被害者支援に関する相談
- 暮らしの様々な悩みを相談したい …………… P 64
 よりそいホットライン
- 一時的な宿泊場所や生活の困りごとなどを相談したい …………… P 64
 被災者等自立支援事業
- ひとり親家庭から相談したい 母子家庭等特別相談事業 …………… P 65
- 高齢者やその家族から相談したい …………… P 65
 シルバー110番 認知症に関する相談
- 障がい者やその家族から相談したい …………… P 66
 障がい者相談支援事業所 高次脳機能障がいに関する相談
- 販売方法や契約のトラブルを相談したい …………… P 67
 消費生活相談窓口
- 生活の再建に向けて様々な相談をしたい …………… P 69
 被災者相談支援センター

被災された皆様にお役に立つと考えられる各種の支援制度等の一部について、大まかな内容を掲載しました。
 支援制度等の詳しい内容や具体的な手続などについては、それぞれのお問い合わせ先にご確認ください。
 (注) 掲載した内容は平成24年4月時点のものであり、今後、変更されることがありますのでご注意ください。

おかねのこと

おかねのこと

住宅に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給します

災害により居住していた住宅が著しい被害を受けた世帯に対し、住宅の被害の程度に応じて「基礎支援金」、また、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。

◆ 1世帯当たりの支給額（単身世帯は3/4の額となります）

【基礎支援金】

※基礎支援金は、平成24年3月時点で対象世帯の約98%に対し支給が完了しています。

全壊等：100万円 大規模半壊：50万円

※全壊は、半壊又は敷地被害が生じ、やむを得ない事由で解体した世帯を含む

【加算支援金】

建設・購入：200万円 補修：100万円

賃借（公営住宅以外）：50万円

※加算支援金が2つ該当するときは、高い額が限度額となる

〈給付例〉震災で居住していた住宅が全壊して賃貸アパートに住み、その後、自宅を新築又は購入する場合

総支給額 300万円

（内訳）基礎支援金（複数世帯・全壊）100万円

加算支援金（賃貸）50万円 +（建設・購入）150万円

◆ 申請期限

基礎支援金：災害発生日から25月を経過する日まで

（申請書が平成25年4月10日までに市町村・県を經由して（財）都道府県会館まで送付されていること）

加算支援金：災害発生日から85月を経過する日まで

（申請書が平成30年4月10日までに市町村・県を經由して（財）都道府県会館まで送付されていること）

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村（P71・72参照）

災害弔慰金や災害障害見舞金を支給します

● 災害弔慰金

災害により死亡（又は行方不明）された方のご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）に、弔慰金を支給します。

※兄弟姉妹は、死亡した方の死亡当時、その方と生計を同じくしていた方、又は同居していた方に限ります。

◆ 支給額

○生計維持者が死亡された場合 500万円

○生計維持者以外の方が死亡された場合 250万円

※津波や建物の倒壊など震災により直接死亡していない場合でも、震災に起因する死亡と判定されれば、いわゆる「災害関連死」として、災害弔慰金が支給されます。

○災害弔慰金の支給は、自然災害による死亡という事実に対し、市町村の措置として支給されるものです。

○津波や建物の倒壊など震災に直接起因する死亡と区別して、震災後の避難所生活の継続など環境の変化により体調を崩して死亡した場合等の、いわゆる「災害関連死」として判定された場合にも「災害弔慰金」は支給されます。

【災害関連死の事例】

- ①波にのまれたことにより、肺炎を引き起こし悪化して死亡
- ②震災直後、ライフラインが停止し、十分な医療行為や介護行為を受けることができず、衰弱して死亡
- ③高齢であり、寒さに耐えながらの避難所生活により、衰弱して死亡
など

○いわゆる「災害関連死」であるかどうかの判定が困難な場合などには、市町村(市町村からの委託を受けた県)が設置した災害弔慰金等支給審査会等が審査をし、市町村が判定の上、「災害弔慰金」を支給しています。

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村（P71・72参照）

おかねのこと

●災害障害見舞金

災害により重度の障害を受けた方に、見舞金を支給します。

◆支給額

- 生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円
- 生計維持者以外の方が重度の障害を受けた場合 125万円

- 災害障害見舞金の支給は、自然災害による障害という事実に対し、市町村の措置として支給されるものです。
- 障害の原因となる負傷又は疾病が自然災害によるものかの判定は、市町村が行いますが、事実関係が明らかでない場合には、弔慰金の場合と同様に、警察、消防等の機関の情報等により十分調査確認のうえ、判定することとしています。
- 障害の程度の判定は、市町村がその都度、診断を行う専門医を指定し、その作成する診断書に基づいて行います。
- 震災に直接起因して負った重度の障害であるかどうかの判定が困難な場合などには、市町村(市町村からの委託を受けた県)が設置した災害弔慰金等支給審査会等が審査をし、市町村が判定の上、「災害障害見舞金」を支給しています。

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村 (P71・72参照)

義援金 (岩手県に寄せられた義援金を市町村を通じて支給します)

平成23年度は第1次配分・第2次配分を行ってきましたが、平成24年度から第3次配分を行っております。

＜第3次配分＞

各市町村の配分委員会等で対象者、金額等を定め支給されます。

(参考) ＜第1次～第2次配分基準＞

※平成24年3月末時点で対象者の約96%に対し支給が完了しております。

死亡又は行方不明者 ※3か月間行方不明者を死亡と推定	<p>＜支給額＞ 1人あたり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族 152万円 <p>＜交付を受ける者＞</p> <p>遺族（配偶者、子、父母、孫及び祖父母。これによりがたい場合、生計をともにする兄弟姉妹、同じく三親等内の親族又は葬祭を行った親族。）</p>
住家被害（生活の本拠としていた住宅が半壊以上の被害を受けた方）	<p>＜支給額＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊、全焼（1戸あたり） 152万円 ・半壊、半焼（1戸あたり） 92.3万円 ・全半壊した福祉施設の入所者（1人あたり） 104.4万円（全壊）52.7万円（半壊） <p>＜交付を受ける者＞</p> <p>世帯主（1戸の住宅に複数の世帯が存在するときは代表の1世帯主。ただし、各世帯が別々に住民登録している場合は、例外的に各世帯主に交付。）</p>

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村 (P71・72参照)

災害援護資金を無利子又は低利子で借り入れることができます

災害により住居や家屋に被害を受けたり、世帯主が重傷を負った場合、一定所得以下の世帯の方は、被災状況に応じて**最高350万円**を**無利子**（※1）でお借りいただけます。償還期間は13年（※2）です。

※1 保証人がいない場合は年利1.5%

※2 当初6年（特別な場合は8年）は無利子で償還は不要です

（貸付限度額）

①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
ア 当該負傷のみ	150万円
イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
ウ 住居の半壊	270万円
エ 住居の全壊	350万円
②世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
イ 住居の半壊	170万円
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円

（所得制限）

所得制限	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
	1 人	220万円
	2 人	430万円
	3 人	620万円
	4 人	730万円
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村（P71・72参照）

生活福祉資金を無利子又は低利子で借り入れることができます

生活福祉資金は、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等を対象として無利子又は低利子で、各種の資金を貸し付ける制度です。特に、被災された世帯で、次のような資金の活用が考えられます。

●福祉資金 福祉費（生活復興支援資金）

	一時生活支援費	生活再建費	住宅補修費
貸付内容	生活の復興の際に必要な当面の生活費	住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用	住宅補修等に必要な費用
貸付対象	低所得世帯	低所得世帯	低所得世帯
貸付上限	二人以上世帯：月20万円以内 単身世帯：月15万円以内 （貸付期間は6月以内）	80万円以内	250万円以内
据置期間	最終貸付日から2年以内	貸付日から2年以内	
償還期限	据置期間経過後20年以内（貸付金額に応じて設定）		

※上記のほか、求職中の低所得世帯を対象として生活費等を貸し付ける総合支援資金や、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯を対象として医療費、介護サービス費、住居移転費等を貸し付ける福祉資金などがあります。

◆連帯保証人 原則として必要ですが、連帯保証人を立てない場合でも借り受け可能です。

◆借受利子 連帯保証人を立てる場合：無利子
連帯保証人を立てない場合：年1.5%

お問い合わせ先

各市町村社会福祉協議会（P75参照）又は民生委員

母子寡婦福祉資金を無利子又は低利子で借り入れることができません

母子家庭、寡婦及びその子どもを対象として無利子又は低利子（年1.5%）で、各種の資金を貸し付ける制度です。

◆主な貸付資金と限度額

- 事業開始資金（2,830,000円）
- 修学資金（月額96,000円（自宅外大学通学））
- 生活資金（月額103,000円） など

◆活用できる方

- ・ 20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子
- ・ 20歳未満の父母のいない児童
- ・ かつて母子家庭の母であった方（現在児童が20歳以上になっている方）
- ・ 40歳以上の配偶者のいない女子であって現に児童を扶養していない方

※40歳以上の配偶者のいない女子及び現に扶養する子等のない寡婦の場合は、前年度の所得が203万6千円を超えるときは、原則として貸し付けは受けられません。

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）

生活保護（生活に困窮している方に、困窮の程度に応じて必要な保護を行います）

現に生活に困窮している方を対象として、その困窮の程度に応じて、最低限度の生活を保障する制度です。

原則として、生活保護は、保有している預貯金や不動産等の資産、各種の支援制度、扶養義務者の援助、稼働能力の活用などを図ったうえで、なお生活に困窮する場合に適用されます。

ただし、被災者の方が保護を申請し、その方が家屋、自動車等の資産を直ちに処分できない場合等、特別な事情があると認められれば、それらの資産は、当面、処分を猶予されるなど柔軟な取扱いを行っています。

避難先で生活に困窮された場合でも、避難先において保護の申請ができます。

【生活保護の種類】

生活扶助	衣・食・光熱水費等にかかる費用
住宅扶助	家賃等の費用
教育扶助	義務教育にかかる費用（学用品・教材費、給食等）
医療扶助	病院等での医療にかかる費用
介護扶助	介護サービスにかかる費用
出産扶助	出産にかかる費用
生業扶助	就業等にかかる費用（高等就学費用を含む）
葬祭扶助	葬祭にかかる費用

【H24年度岩手県の生活保護基準（最低生活費）の計算例（生活扶助分のみ）】

世帯構成	盛岡市	盛岡市・八幡平市以外の市及び滝沢村	八幡平市及び町村
夫婦と子ども1人の世帯（33歳・29歳・4歳の場合）	155,770円	141,350円	134,140円
高齢者単身世帯（70歳の場合）	68,950円	62,130円	59,170円
高齢者夫婦世帯（70歳、68歳の場合）	106,020円	95,540円	90,740円
母子世帯（30歳・4歳・2歳の場合）	176,500円	162,100円	155,760円

お問い合わせ先 各市町村、各広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター（町村居住者の保護の決定は広域振興局が行いますが、町村役場が申請等の窓口になります。）（P71・72参照）

児童扶養手当（ひとり親家庭を対象とする手当です）

父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている家庭に支給します。父子家庭も対象となります。

◆支給額 ※所得制限があります

○児童1人の場合（月額）

41,430円（全部支給）、41,420～9,780円（一部支給）

○児童2人以上の加算額（月額）

2人目 5,000円、3人目以降1人につき3,000円

【通勤定期特別割引】

児童扶養手当受給者又はその同一の世帯員の方で通勤のためにJ R通勤定期乗車券を購入する場合に特別割引（3割程度）が受けられます。

◆活用できる方（児童の支給要件）

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が一定の障害の状態にある児童
- ・ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ・ 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 父又は母が死亡した児童 など

※児童が遺族年金を受給している場合又は母・父に支給される年金給付の加算対象となる児童がいる場合等は支給されません。

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）

児童手当

0歳から中学校修了前の子どもを養育する方に支給します。

◆支給額（月額）

※所得制限が平成24年6月分から適用されます

○所得制限額未満の方

0歳～3歳未満（一律） 15,000円

3歳～小学校修了前

（第1子・第2子）10,000円、（第3子以降）15,000円

中学生（一律） 10,000円

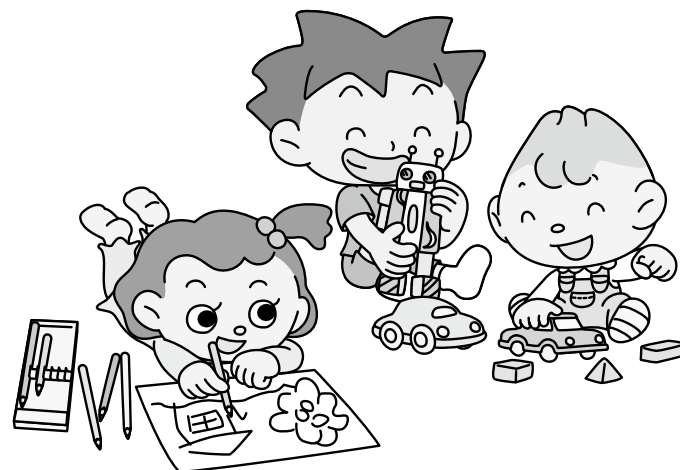
○所得制限額以上の方（一律） 5,000円

（平成24年6月分以降）

◆届出

子どもが生まれた場合、他市町村から転入してきた場合など新たに支給要件を満たすことになった方は、届出が必要です。

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）



返済不要の奨学金など

【被災孤児（震災により両親（ひとり親の場合はその親）が死亡又は行方不明の子ども）・被災遺児（震災により父又は母が死亡又は行方不明となりひとり親家庭となった子ども）対象】

●いわての学び希望基金（未就学児童給付事業・奨学金給付事業）

岩手県で東日本大震災津波に被災し、親を失った児童、生徒及び学生（県外に転居した者を含む。）への給付金・給付型奨学金

◆支給額

○未就学児	月額10,000円
○小・中学校等に在籍する者	月額10,000円
○高等学校等に在籍する者	月額30,000円
○大学及び専門学校等に在籍する者	月額50,000円
（一時金）	
小学校卒業時	50,000円
中学校卒業時	100,000円
高等学校卒業時	300,000円

お問い合わせ先

◆未就学児童 岩手県保健福祉部児童家庭課 019-629-5461

◆小学生～大学生等 岩手県教育委員会事務局教育企画室
019-629-6108

●M U F G ・ユネスコ協会東日本大震災復興育英基金

奨学金：一時金10万円、小学校～高校の在学期間に月2万円
※平成25・26年の各4月に小学校に入学予定の幼児は、平成25年以降、あらためて募集を行います。

お問い合わせ先

M U F G ・ユネスコ協会
東日本大震災復興育英基金 03-5424-1121

●高速道路交流推進財団（修学資金）

小学校・中学校・高校・専修学校・大学在学中の者に、
年間28万2千円、 高校卒業時に卒業祝金10万円

お問い合わせ先 高速道路交流推進財団 0120-768-660

●みちのく未来基金（修学資金）

大学入学から卒業までに必要な入学金、授業料などを全額給付
（年間300万円上限）

お問い合わせ先 公益財団法人みちのく未来基金 022-777-8157

●ロータリー希望の風奨学金

大学・短期大学・専門学校在学中の者に月5万円

お問い合わせ先

ロータリー東日本大震災青少年支援連絡協議会 03-5250-2050

【被災孤児対象】

●公益信託 J C B 東日本大震災に負けない子どもたちの未来を応援する奨学資金

小学生 月額10,000円、中学生・高校生 月額20,000円

お問い合わせ先 三菱UFJ信託銀行 03-6250-3258

被災した子どもの就学支援

●幼稚園（公立・私立）

幼稚園就園奨励事業により保育料・入園料の負担が軽減される場合があります。

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）又は各幼稚園

●幼稚園（私立）

選考料・入園料・保育料等の減免が受けられる場合があります。

お問い合わせ先 各私立幼稚園

●小・中学校（公立）

震災により就学困難となった児童生徒に市町村が学用品費・通学費・学校給食費・医療費などを支給する場合があります。

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）又は各小・中学校

●県立中学校・高等学校

震災により就学困難となった生徒の入学料・入学選考料等の減免が受けられる場合があります。

お問い合わせ先

岩手県教育委員会事務局教育企画室019-629-6111又は各学校

●特別支援学校（幼・小・中・高）（公立・私立）

震災により就学困難となった幼児児童生徒に県が学用品費・通学費・学校給食費・医療費などを支給する場合があります。

お問い合わせ先 岩手県教育委員会事務局教育企画室
019-629-6111又は各特別支援学校

●私立学校（小・中・高）

選考料・入学金・授業料等の減免が受けられる場合があります。

お問い合わせ先 各私立学校

●私立専修学校、各種学校

入学金・授業料等の減免が受けられる場合があります。

お問い合わせ先 各私立専修学校、各種学校

●大学、短期大学（国立・公立・私立）

震災により就学困難となった学生の授業料の減免その他の支援が受けられる場合があります。

お問い合わせ先 各大学、各短期大学

◆県立大学、同盛岡短期大学部、同宮古短期大学部

震災により就学困難となった学生の入学料・授業料の減免

お問い合わせ先

滝沢キャンパス019-694-2010、宮古キャンパス0193-64-2230

◆県立高等看護学院（一関・宮古・二戸）

震災により就学困難となった生徒の入学検定料、入学料、授業料等の減免

お問い合わせ先

一関高看0191-25-5661（8月以降は0191-23-5116）、
宮古高看0193-62-5022、二戸高看0195-25-5141

◆県立産業技術短期大学校

震災により就学困難となった生徒の入学検定料、入学料、授業料等の減免

お問い合わせ先

矢巾校019-697-9088、水沢校0197-22-4422

◆県立高等技術専門校

震災により就学困難となった生徒の入校検定料、入校料、授業料等の減免

お問い合わせ先

千厩校0191-52-2125、宮古校0193-62-5606、二戸校0195-23-2227

◆県立農業大学校

震災により就学困難となった生徒の入学検定料、入学料、授業料の減免

お問い合わせ先

岩手県立農業大学校 0197-43-2211

●いわての学び希望基金（教科書購入費等給付）

震災により被害を受けた公立・私立高校に在学する生徒に対する教科書購入費・制服購入費・修学旅行費の給付

◆給付額

- 教科書購入費 年度毎に15,000円給付
(入学年度は18,000円)
- 制服購入費 入学年度に実費給付（上限22,900円）
- 修学旅行費 修学旅行実施年度に実費給付
(公立高校上限85,000円)

◆対象者

次の2つの要件を満たす生徒。ただし、所得制限があります。

- ①岩手県内の公立・私立高校（専攻科・別科を除く）の在学者
- ②次のいずれかの被害を受けた者
 - ア 住居の全壊、全焼、半壊、半焼又は流出
 - イ 保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災など
 - ウ 福島原発事故により警戒区域又は計画避難区域からの避難のための立退き

お問い合わせ先 在学する高校

●いわての学び希望基金（文化活動支援・運動部活動支援）

震災により被災した児童・生徒が、文化活動や運動部活動の県大会、東北大会、全国大会等に参加・出場するための経費（交通費、宿泊費等）の給付

◆給付額

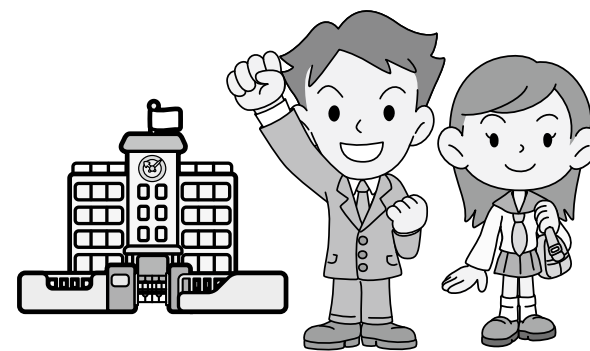
- 交通費 実費額（J R料金、貸切バス料金等）
- 宿泊費 1泊8,000円を上限

◆対象者

次のいずれかの被害を受けた児童・生徒が対象となります。

- 住居の全壊、全焼、半壊、半焼又は流出
- 保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災など
- 福島原発事故により警戒区域又は計画避難区域からの避難のための立退き

お問い合わせ先 在学する学校



奨学金貸付（被災した子ども達への支援）**●岩手育英奨学金（奨学金（無利子貸与））**

公立高校（自宅）月18,000円、（自宅外）月23,000円
 私立高校（自宅）月30,000円、（自宅外）月35,000円

お問い合わせ先 岩手育英奨学会 019-623-2050

●岩手県私学協会（奨学金（無利子貸与））

被災した世帯への特例措置

（平成23年4月1日から平成26年3月31日まで）

私立中学校・高校 月20,000円、入学資金100,000円

※被災の状況によっては、市町村長等が発行する証明書の提出により、返還額の一部免除が受けられる場合があります。

- ① 返還額の2分の1額免除（奨学資金及び入学資金）
主たる生計維持者が死亡・行方不明のとき
- ② 返還額の3分の1額免除（奨学資金及び入学資金）
住居が全壊・流出またはこれに準ずる被災にあったとき

お問い合わせ先

在籍する私立学校又は岩手県私学協会019-626-7627

●日本学生支援機構（奨学金（無利子貸与））

大学・短大（国・公立、自宅外）月51,000円
 高専（国・公立、自宅外）月22,500円

お問い合わせ先 在籍する学校

●あしなが育英会（奨学金（無利子貸与））

高校（公立）月25,000円、（私立）月30,000円
 大学・専門学校 月40,000円

お問い合わせ先 在籍する学校

住まいのこと

応急仮設住宅の不具合等に関するお問い合わせを受け付けています

応急仮設住宅で生活する上での構造上の不具合等について、24時間対応の電話受付窓口でご相談いただけます。

お問い合わせ先

応急仮設住宅保守管理センター 0120-766-880（フリーダイヤル）

既存の住宅ローンに関するご相談を受け付けています

ローン返済中の住宅が被災した場合や、職場の被災により収入が減少し返済が困難になった際の、既存住宅ローンに係る返済方法や、私的整理等についてご相談いただけます。

お問い合わせ先

◆貸付条件の変更を希望する場合

借入をした金融機関

◆私的整理を希望する場合

借入をした金融機関又は個人版私的整理ガイドライン運営委員会
0120-380-883

◆住宅金融支援機構融資に関する場合

住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用ダイヤル
0120-086-353（フリーダイヤル） 又は 048-615-0420

住宅の建設・購入を支援します（補助）

●被災者生活再建支援金の加算支援金（P 1 参照）

被災者生活再建支援金の基礎支援金を受給している世帯に対し、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。

◆1世帯当たりの支給額

建設・購入 複数世帯：200万円

単身世帯：150万円

◆申請期限 申請書が平成30年4月10日までに市町村・県を経由して（財）都道府県会館まで送付されていること

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村（P71・72参照）

●被災者住宅再建支援事業

震災により岩手県内で自宅が全壊又は半壊解体した世帯で、県内に自宅を建設又は購入する場合に、補助が受けられます。

◆補助の内容

複数世帯：100万円、単身世帯：75万円

※建設又は購入する住宅の所在する市町村により、補助額が異なる場合があります。

◆補助の対象となる方

被災者生活再建支援金の基礎支援金及び自宅の建設又は購入に係る加算支援金を受給している世帯主の方

◆事業の実施期間 平成28年度まで

お問い合わせ先 建設又は購入する住宅が所在する
各市町村被災者支援担当課又は住宅担当課（P71・72参照）

※市町村により事業の開始時期等が異なる場合があります。

●生活再建住宅支援事業

震災により住宅を滅失（やむを得ず解体・居住不能を含む。）した方が、県内に自宅を建設又は購入する場合に、補助が受けられます。

◆対象工事と補助の内容

<補助額（定額）>

1 バリアフリー対応経費（床面積）

75㎡未満：40万円、75㎡以上120㎡未満：60万円、
120㎡以上：90万円

※床の段差、手すりの設置など、バリアフリーの基準を満たす住宅が対象となります。

2 県産材使用経費（使用量）

10㎡以上20㎡未満：20万円、20㎡以上30㎡未満：30万円、
30㎡以上：40万円

※県産の木材を10㎡以上使用する住宅が対象となります。

◆事業の実施期間 平成28年度まで

お問い合わせ先 建設又は購入する住宅が所在する
各市町村住宅担当課（P71・72参照）

※市町村により事業の開始時期等が異なる場合があります。

被災住宅のご相談を受け付けています

被災した住宅の補修についてなどの技術的なご相談が受けられません。

相談員の現地派遣や被災地巡回住宅相談等も行います。

お問い合わせ先 被災住宅相談窓口 019-651-0781
 (社)岩手県建築士事務所協会・(社)日本建築士事務所協会連合会
 建築復興支援センター

被災した住宅の補修・改修を支援します (補助)

●被災者生活再建支援金の加算支援金 (P 1 参照)

被災者生活再建支援金の基礎支援金を受給している世帯に対し、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。

◆1世帯当たりの支給額

補修 複数世帯：100万円
 単身世帯：75万円

◆申請期限 申請書が平成30年4月10日までに市町村・県を経由して
 (財)都道府県会館まで送付されていること

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村 (P71・72参照)

●生活再建住宅支援事業

震災により被災した住宅を自ら居住するために補修又は改修する場合に、補助が受けられます。

◆対象工事と補助の内容

<補助額 (補修・改修とも対象となる経費の1/2)>

補修：上限30万円 (10万円以上の補修工事が対象)

※半壊及び一部損壊した住宅が対象となります。ただし、災害救助法による応急修理制度を活用した場合は対象外となります。

改修

(1) 耐震化：上限60万円

※耐震基準を満たさない住宅を現在の耐震基準に適合させるための工事が対象となります。

(2) バリアフリー化：上限60万円

※床の段差解消、手すりの設置、高齢者トイレ設置などの工事が対象となります。

(3) 県産材使用：上限20万円

※県産の木材を0.5㎡以上使用するなどの工事が対象となります。

◆事業の実施期間 平成25年度まで

お問い合わせ先 補修又は改修する住宅が所在する
 各市町村住宅担当課 (P71・72参照)

※市町村により事業の開始時期等が異なる場合があります。

被災した宅地の復旧を支援します (補助)

震災により被災した宅地の所有者等が、宅地の復旧工事を行う場合に、補助が受けられます。

◆対象工事と補助の内容

<補助額 (対象となる経費の1/2)>

被災宅地：1宅地当たり上限200万円 (下限10万円)

※のり面の保護、排水施設の設置、地盤の補強及び整地、擁壁の設置及び補強 (旧擁壁の除去を含みます。)、地盤調査及び設計調査等に要する経費が対象となります。

◆事業の実施期間 平成25年度まで

お問い合わせ先 復旧工事を行う宅地が所在する
 各市町村住宅担当課 (P71・72参照)

※市町村により事業の開始時期等が異なる場合があります。

被災した住宅の再建・購入、補修等の融資

●災害復興住宅融資

被災した住宅を補修、再建又は購入する場合や、宅地を復旧する場合に、住宅金融支援機構からの融資を受けることができます。

◆融資の対象となる方

○新築、新築購入等の場合

住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」のり災証明書の交付を受けた方が対象となります。

○補修の場合

住宅に10万円以上の被害を受け、り災証明書の交付を受けた方が対象となります。

○宅地補修の場合

住宅には被害がなく、宅地のみ被害が生じた場合が対象となります。

◆今回の措置

東日本大震災について、次の拡充措置を行っています。

○融資金利の引下げ

建設・購入の場合は当初5年間0%、補修の場合は当初5年間1%など金利の引下げを行っています。

○元金据置期間の延長

建設・購入の場合は融資の最長5年間、補修の場合は1年間の元金据え置き期間を設定できます。

○宅地への融資

宅地のみ被害に対する融資制度も新たに設けています。

◆受付期限 平成27年度末まで

お問い合わせ先

住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用ダイヤル
0120-086-353（フリーダイヤル）又は048-615-0420

被災した住宅の再建・購入、補修等で金融機関から融資を受けた場合の金利負担を支援します（利子補給補助）

●生活再建住宅支援事業費補助

◆対象工事と補助の内容

<補助額>

1 建設・購入（申請期限：平成28年度末まで）

対象：住宅再建のための借入れ：上限1,460万円
補助額：当初5年間の利子相当額（金利上限2%）
※住宅金融支援機構からの借入れは対象外となります。

2 補修・改修（申請期限：平成25年度末まで）

対象：被災住宅の補修・改修のための借入れ：上限640万円
補助額：当初5年間の利子相当額（金利上限1%）

3 既存の住宅ローン（申請期限：平成28年度末まで）

対象：被災した住宅の既存の住宅ローン
補助額：既存ローンの5年分の利子相当額を一括補助
※新たに自宅を建設又は補修・改修するために借入れを行った場合に限りです。

お問い合わせ先

再建・購入、補修等をする住宅が所在する
各市町村住宅担当課（P71・72参照）

※市町村により事業の開始時期等が異なる場合があります。

被災した住宅の再建等に伴う太陽光発電システム設置を支援します（補助）

●被災家屋等太陽光発電補助

被災した自宅の補修又は新築を行う際、新たに太陽光発電システムを設置する場合に、経費の一部の補助が受けられます。

◆補助の内容

太陽光発電システムの出力1kW当たり4万8千円（最大出力10kW未満が対象となります。）

◆補助の対象となる方

自ら居住していた家屋に被害を受けた方が対象となります。

◆申請期限 平成25年1月31日まで

お問い合わせ先

岩手県環境生活部環境生活企画室 温暖化・エネルギー対策担当
019-629-5273

要介護認定を受けた方の住宅改修を支援します

要支援・要介護の方が住宅改修をする場合、費用の9割が支給されます。

【制度の概要】

	介護予防サービス	在宅サービス
受けられる方	要支援1, 2の方	要介護1～5の方
サービスの内容	介護予防を目的とした住宅改修に対して費用を支給します。（手すりの取付け、段差の解消、洋式便器への変更等。）	小規模な改修に対して費用を支給します。（手すりの取付け、段差の解消、洋式便器への変更等。）

お問い合わせ先

各市町村介護保険担当課（P71・72参照）

公営住宅への入居についてお知らせします

県営住宅は定期募集を行っています。（5月、7月、9月、11月、3月）

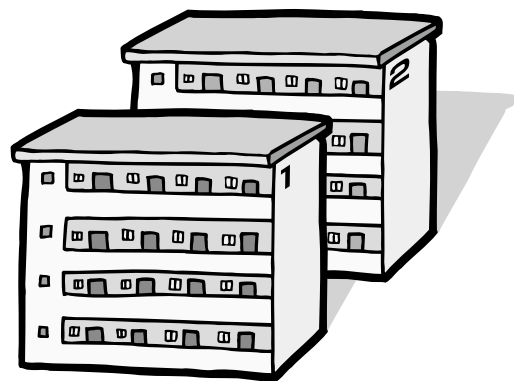
市町村営住宅は、募集内容に違いがありますので、窓口までお問い合わせください。

○入居申込期間は、県又は市町村広報誌等でお知らせします。

お問い合わせ先

◆県営住宅 財団法人岩手県建築住宅センター 019-623-4414

◆市町村営住宅 各市町村住宅担当課（P71・72参照）



しごとのこと

仕事探し、職業訓練を支援します

1 求職者サービス

県内12か所のハローワークで、職業相談やカウンセリング、求人公開カードや自己検索パソコンによる職業紹介を行っています。

○あっせんサービス

求人の選定手助け、求人者への連絡、求職の公開 など

○支援サービス

就職活動セミナー、個別の職業相談、職業訓練の受講

2 職業訓練の受講

ハローワークから訓練受講のあっせん等を受けて、訓練期間中の生活支援を受けながら必要な技能や知識を習得することができます。

【訓練の概要】

	雇用保険を受給中の方	雇用保険を受給できない方
受けられる訓練	ハローワークから受講のあっせんを受け、再就職に必要な技能及び知識を習得するための「公共職業訓練（離職者訓練）」を無料で受講できます。	ハローワークから受講のあっせんを受け、就職に必要な基本的能力を習得するための「求職者支援訓練」を無料で受講できます。
訓練中の生活支援	ハローワークの受講指示を受け、公共職業訓練を受講する場合、雇用保険の基本手当を受給しながら受講ができ、また訓練期間が雇用保険の所定給付日数を超えた後も受給できます。	一定の要件に該当する方は、「職業訓練受講給付金」や「訓練手当」を受給しながら受講できます。

お問い合わせ先 各ハローワーク（P73参照）

職業訓練期間中の生活費を保障します

●職業訓練受講給付金

雇用保険を受給できない方が、ハローワークの支援指示を受けて、求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、職業訓練受講給付金（職業訓練受講手当と通所手当）を支給します。

◆支給額（月額）

○職業訓練受講手当：10万円

○通所手当：所定の額（上限額あり）

●求職者支援資金融資

職業訓練受講給付金の支給対象となる方で、この給付金だけでは生活費が不足する方を対象に、労働金庫（ろうきん）の融資制度を利用することができます。

◆貸付上限額

○同居配偶者等がいる方：月10万円

○それ以外の方：月5万円

お問い合わせ先 各ハローワーク（P73参照）

就職に向けた相談受付など、就職に向けた各種支援をします

●就業支援員

就職、労使関係、労働条件に関する相談をはじめ、雇用・労働に関するあらゆる相談に対応し、新卒高等学校（特別支援学校を含む）生徒の就職支援、職場定着を支援します。

お問い合わせ先 各広域振興局経営企画部・地域振興センター
(P71参照)

●ジョブカフェいわて、地域ジョブカフェ

県内8か所のジョブカフェで、主に若年者を対象に、就業に向けたさまざまな支援を行います。

お問い合わせ先 各ジョブカフェ (P74参照)

●これからの暮らし仕事支援室、いわて県南パーソナル・サポート・センター

求職者の抱えるさまざまな支援ニーズに合わせたオーダーメイドでの生活支援、就職支援を行います。

お問い合わせ先
これからの暮らし仕事支援室 019-626-1215
いわて県南パーソナル・サポート・センター 0197-23-6331

※沿岸地域への支援については、沿岸北部（宮古・久慈を拠点とする）は、これからの暮らし仕事支援室、沿岸南部（釜石・大船渡を拠点とする）は、いわて県南パーソナル・サポート・センターが担当します。

失業等給付が受給できます

労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定と就職の促進のために失業等給付を受けることができます。

○ハローワークに来所し、就職の努力によっても就職できない「失業の状態」にある方、離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上ある方、などが対象となります。

お問い合わせ先 各ハローワーク (P73参照)

仕事中や通勤中に被災された場合は労災保険が受けられます

労働者の方が仕事中や通勤中に、地震や津波による建物の崩壊などが原因で被災された場合には、ご本人やご遺族の方は労災保険による給付を受けられます。

○労災保険制度は、仕事や通勤によって労働者の方に生じた負傷、疾病、障害、死亡等に対して、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償等を行うものです。東日本大震災津波が原因で被災された場合、あるいは亡くなられた場合にも、労災保険制度が適用されます。

お問い合わせ先 各労働基準監督署 (P73参照)

退職後の未払い賃金を立て替えます

お勤めになっていた企業が被災したことにより、倒産状態となつて賃金が支払われないままに退職された方は、その未払い賃金の80%を上限として、国が企業に代わって立替え払いをします。

○1年以上にわたり事業活動を行ってきた中小企業に雇用されていた方で、企業の倒産により退職し、2万円以上の未払賃金が残っている方が対象です。

○退職日の6か月前の日から立替払請求日の前日までの間に給与支給日が来ている給与と退職金の対象です。

なお、立替払いの額は年齢ごとに上限が定められています。

45歳以上：296万円

30歳以上45歳未満：176万円

30歳未満：88万円

お問い合わせ先 各労働基準監督署（P73参照）

事業主都合などによる離職者の方に生活資金の貸付を行います

企業の倒産や事業不振による縮小又は雇い止めなど、事業主の都合により離職した方に対して生活資金を貸付け、生活の安定と求職活動を支援します。

◆融資の内容

100万円を限度に、年利0.75%で融資を受けることができます。

（別途保証料年1.2%、返済期間10年以内）

※原則として1名の連帯保証人

◆融資の対象となる方

○離職後1年以内であつて、求職活動中の方

○原則として県内に1年以上居住している方（雇い止め等によつて県内に帰省してきた方の場合は、原則として帰省直前の居住地に1年以上居住していた方）

○離職時の事業所に1年以上勤務していた方

○ハローワークから雇用保険受給資格者証の交付を受けている方（基本手当の所定給付日数の受給を終了している場合は、終了後6か月以内の方）

お問い合わせ先

東北労働金庫岩手県本部 0120-1919-62

又は東北労働金庫県内各支店

遠隔地等での就職活動を支援します

●宿泊施設の利用

新卒者等の方を対象に、首都圏で就職活動をする場合の宿泊施設（東京・代々木のオリンピックセンター、埼玉・朝霞の労働大学校）が無料で利用できます。（宿泊代無料、食事代・交通費は自己負担）

◆対象者

被災地に居住している、就職先が未決定で、就職活動のために宿泊が必要な学生・生徒、または平成21年3月以降に卒業された方です。

●広域求職活動費の受給

ハローワークの紹介で遠隔地に就職面接等に行く場合の往復運賃や宿泊料、採用された場合の転居費用が一定の条件の下で支給されます。

◆対象者（次のいずれかの方）

- ①被災地域で就業していた方で、震災により離職を余儀なくされた方
- ②被災地域の事業所の学卒内定取消者
- ③被災地域内で就職することが著しく困難な被災地域居住者
- ④雇用保険受給資格者

お問い合わせ先 各ハローワーク（P73参照）

母子家庭の母の就業のため、資格取得や教育訓練を支援します

●高等技能訓練促進費の支給

岩手県内にお住まいの児童扶養手当を受給している等の母子家庭の母が、資格取得のために養成訓練を受講する場合、一定の要件を満たすときに高等技能訓練促進費を支給します。

◆対象資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士

◆支給額（月額）

- 非課税世帯：10万円
- 課税世帯：7万500円

◆支給期間

養成機関での修業期間の全期間（最大3年間）

●母子家庭自立支援教育給付金

岩手県内にお住まいの児童扶養手当を受給している等の母子家庭の母が、雇用保険法による教育訓練の指定講座を受講する場合、一定の要件を満たすときに受講料の一部を支給します。

◆対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
国が定める就業に結びつく可能性が高い講座 など

◆支給額

受講のために支払った費用の20%相当額（限度額10万円、ただし4千円を超えない場合は支給されない）

お問い合わせ先 市にお住まいの方は各市福祉事務所、町村にお住まいの方は、各広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター（P71・72参照）

福祉・保健・医療のこと

〈子育てなど〉

被災した子どものこころの健康回復を支援します

震災により子どもたちが受けた被災ダメージからの回復を支援するため、「子どものこころのケアセンター」を設置しています。

センターでは、児童精神科医による直接的な援助のほか、関係機関への助言や支援者向け研修会等を行っています。

児童及びその保護者（養育者）のほか、保育士、市町村職員、学校関係者等も利用できます。

お問い合わせ先

- ◆宮古・子どものこころのケアセンター 0193-62-4059
(宮古児童相談所内に設置)
児童精神科医の診察：概ね週1回（木曜日）
- ◆気仙・子どものこころのケアセンター 0192-21-3130
(児童家庭支援センター大洋内に設置)
小児科医の診察：概ね週1回（水曜日）
- ◆釜石・子どものこころのケアセンター 0193-62-4059
(釜石保健所内に設置していますが、予約は宮古児童相談所で受け付けます。)
児童精神科医の診察：概ね隔週1回（木曜日）
- ◆久慈地区は、野田村総合センター内に設置の「心の健康相談センター」で対応 0194-78-2936
精神科医の診察：概ね週1回

児童相談所（児童に関するさまざまな相談に応じます）

児童相談所では、児童の養育についてのあらゆる相談に応じています。必要に応じて調査や判定を行い、児童の健全な育成についての指導を行います。

◆主な業務内容

- 次の相談に応じています。
 - ・家庭で養育が困難な児童、身よりのない児童についての相談
 - ・身体の弱い児童についての相談
 - ・知的障がいの児童についての相談
 - ・身体に障がいのある児童についての相談
 - ・性行不良の児童についての相談
 - ・その他児童についてのすべての相談
- 医師や児童心理司による専門的判定を行うとともに、必要に応じ入所や通所又は訪問による個別的指導のほか、心身障がい児や情緒障がい児の集団指導なども行っています。
- 緊急的な一時保護や行動観察のための入所指導を行います。入所期間は相談の内容や児童の状況等により異なります。
- 必要に応じて、児童福祉施設への入所措置を決定します。
※相談は無料ですが、施設に入所した場合には、課税額等に応じ負担額が決められます。

お問い合わせ先

- | | |
|--------------------|--------------|
| 岩手県福祉総合相談センター児童相談課 | 019-629-9608 |
| 一関児童相談所 | 0191-21-0560 |
| 宮古児童相談所 | 0193-62-4059 |

子育て家庭を支援します

●子育て短期支援事業

保護者の疾病、出産、恒常的な残業等により、家庭で児童の養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等の児童福祉施設で一定の期間、養育・保護します。

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）

※市町村によっては、事業を実施していない場合があります。

●ファミリー・サポート・センター事業

地域において、育児や介護の援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。

◆援助の内容

- ・急な残業の場合に子どもを預かる
- ・保育施設までの送迎を行う
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる など

◆利用料 有料（利用時間帯、利用内容により料金が異なります。）

お問い合わせ先

一関市ファミリー・サポート・センター	0191-23-6020
奥州市ファミリー・サポート・センター	0197-25-6309
北上市ファミリー・サポート・センター	0197-64-3312
滝沢村ファミリー・サポート・センター	019-684-6158
はなまきファミリー・サポート・センター	0198-24-5055
宮古市ファミリー・サポート・センター	0193-64-4117
盛岡市ファミリー・サポート・センター	019-625-5810
大船渡市ファミリー・サポート・センター	0192-27-0017
釜石市ゆいっこサポートセンター	0193-25-1180

保育料が減額や免除される場合があります

東日本大震災津波に伴い被災した、入所児童世帯の経済的な負担を軽減するため、各市町村では、**保育料の減額免除**を実施しています。

詳しくは市町村にお問い合わせください。

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）

母子家庭等を支援します

●母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、一時的な事情により、生活環境が激変し、日常生活を営むことが困難になったときに、家庭生活支援員を派遣し、生活援助・保育サービスを提供します。

利用できる方は、母子家庭の母子、父子家庭の父子、寡婦です。

◆こんなときに利用できます

- ・教育訓練等の受講のため通学する必要があるとき
- ・就職活動のため子どもを預けなければならないとき
- ・学校等の行事に参加するとき
- ・仕事で出張しなければならないとき
- ・病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭等で一時的な援助が必要なとき

◆支援の内容

乳幼児の保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、買い物、医療機関等との連絡、その他必要な用務

◆利用料

1時間300円以内（所得、支援内容に応じて負担額が異なります。）

◆相談・利用手続き

- ・お住まいの市町村窓口で事業対象者登録申込を行う。
- ・利用したい日時を岩手県母子寡婦福祉連合会に申込み。
- ・岩手県母子寡婦福祉連合会が調整を行い、家庭生活支援員を派遣。
- ・費用負担が発生する場合は、後日、納付書が送付される。

お問い合わせ先 岩手県母子寡婦福祉連合会 019-654-9838

母子家庭の自立、就労を支援します

母子家庭の自立、就労を支援するため、岩手県内にお住まいの児童扶養手当を受給している母子家庭の母で、就職や転職を希望している方を対象とした各種相談受付や講習会を実施しています。

●就業相談

専門の相談員が随時、母子家庭の状況や職業適性等に応じた就業相談を行っています。(平日9:00~16:00)

●養育費相談

専門の相談員が随時、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費取り決めなどに関する相談を行っています。

●就業支援講習会

県内数か所で、就業に必要な知識や技能を修得するための講習会を行っています。

お問い合わせ先

岩手県母子家庭等就業・自立支援センター 019-654-9838

児童扶養手当 (ひとり親家庭を対象とする手当です)

P9をご覧ください。

母子寡婦福祉資金を無利子又は低利子で借り入れることができます

P7をご覧ください。

東日本大震災津波で被災したひとり親家庭とその子どもたちを支援します

●遺児家庭支援専門員

遺児家庭支援専門員を沿岸広域振興局保健福祉環境部などに配置し、ひとり親家庭に対する相談体制を強化しています。

- ・各種支援制度のお知らせ
- ・いわての学び希望基金未就学児童給付金の給付事務補助

お問い合わせ先

沿岸広域振興局保健福祉環境部 0193-25-2702

沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター 0193-64-2218

沿岸広域振興局大船渡保健福祉環境センター 0192-27-9913

未成年後見人制度（東日本大震災津波で被災した子どもたちを支援します）

未成年後見人とは、未成年者の法定代理人であり、未成年者の監護養育、財産管理、契約等の法律行為を行います。

未成年後見人は、親権者の死亡等のため、児童に親権を行う者がいない場合に、家庭裁判所が親族等の申立てにより、未成年後見人を選任します。

お問い合わせ先 盛岡家庭裁判所 019-622-3165

岩手弁護士会 0120-755-745

（月曜日～土曜日 13時～16時、相談料無料）

●未成年後見人支援事業

未成年後見人への報酬は、未成年後見人からの申立てにより未成年後見人及び児童の資力等の事情に応じて、報酬を支払うことの必要性和併せて家庭裁判所が決定します。

資力がない児童の場合は、未成年後見人への報酬を孤児の財産から支払うことができないことから、資力がない児童への未成年後見人の選任を推進するため、未成年後見人に対する報酬及び未成年後見人が加入する損害賠償保険料を県が補助します。

お問い合わせ先

岩手県保健福祉部児童家庭課

019-629-5461

里親制度（東日本大震災津波で被災した子どもたちの養育を支援します）

里親制度とは、保護者のいない児童等を家庭的な雰囲気の中で保護し、健全に養育する制度です。

里親には「親族里親」「養育里親」などがあり、里親としての登録が必要です。里親として登録を希望する方は、児童相談所にご相談ください。

●親族里親

児童の扶養義務者（民法第877条）及びその配偶者である者が児童の養育を希望し、里親になった場合。

一般生活費（月額47,680円）及び教育費（小学生月額2,110円、中学生月額4,180円）等支給。

●養育里親

親族里親に該当しない者が児童の養育を希望し、里親になった場合。

親族里親に支給される生活費及び教育費等のほか、里親手当（月額72,000円、二人目以降月額36,000円）等支給。

お問い合わせ先

岩手県福祉総合相談センター女性相談課 019-629-9608

一関児童相談所 0191-21-0560

宮古児童相談所 0193-62-4059

〈高齢者〉

要介護度に応じた介護サービスが活用できます

施設に通ったり、宿泊したりして利用するサービス、自宅で利用するサービスなどがあります。

1 介護予防サービス〈要支援1・2の方〉

①施設に通ったり、宿泊したりして利用するサービス

- ・介護予防通所介護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護 等

②自宅で利用するサービス

- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション 等

③地域密着型サービス

- ・介護予防認知症対応型通所介護（認知症高齢者デイサービス）
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護（通所・訪問・短期間宿泊の複合サービス） 等

2 在宅サービス〈要介護1～5の方〉

①施設に通ったり、宿泊したりして利用するサービス

- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護 等

②自宅で利用するサービス

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション 等

③地域密着型サービス

- ・認知症対応型通所介護（認知症高齢者デイサービス）
- ・小規模多機能型居宅介護（通所・訪問・短期間宿泊の複合サービス） 等

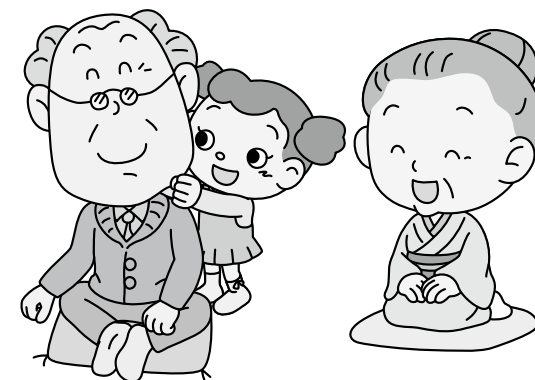
お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）

老人クラブの会員が訪問活動をしています

●被災地高齢者友愛支え合い事業

地域の老人クラブの会員が、2名1組で仮設住宅の高齢者のお宅を訪問し、「いきいき健康生活手帳」及び「高齢者安心キット」の配布等を行っています。

お問い合わせ先 岩手県老人クラブ連合会 019-637-6544



46

〈障がい〉

日常生活や社会生活の向上を図るための用具の給付（貸与）が受けられます

●補装具・日常生活用具の支給

障がい者が自立した社会生活を送るため、補装具（義肢、装具、補聴器、車椅子など）や日常生活用具（介護・訓練支援用具、自立支援生活支援用具等）の給付又は貸与が受けられます。

◆対象となる方

補装具：身体障害者手帳の交付を受けた方

日常生活用具：日常生活用具を必要とする障がい者、障がい児

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）

聞くことや話すことが不自由な方々に通訳者を派遣して、意思疎通のお手伝いをします

●コミュニケーション支援事業

聴覚などに障がいのある方が、通院、求職活動、各種イベントへ参加する際に、必要に応じて手話通訳者、手話奉仕員を派遣し、障がい者のコミュニケーションを支援します。

利用する前に、利用登録が必要です。

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）

障がいのある子どもの健やかな成長を支援します

●自立支援医療（育成医療）

身体に障がいを有する児童、又は、現存の疾患を放置することで

将来障がいを残すと認められる児童に対し、確実な治療効果が期待できる医療の一部を公費負担する制度です。

◆対象となる障がい

- ①肢体不自由 ②視覚障害 ③聴覚・平衡機能障害 ④音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓機能障害 ⑥先天性の内臓機能障害（⑤を除く） ⑦ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

お問い合わせ先 各保健所（P74参照）

障がいのある方の医療費の公費負担制度です

●障害者自立支援医療（更生医療・精神通院医療）

障害者自立支援法に基づき、公費によって医療費の補助を受けることができる制度です。

受給者の医療費負担は原則1割となりますが、同一保険内の家族の方（世帯）の所得（市町村民税額）に応じて、1ヶ月当たりの自己負担額の限度額を決定します。

◆更生医療の対象

18歳以上で身体障害者手帳を有する方が、日常生活、職業生活などを営む上で必要な能力を獲得するため、身体の機能障害を軽減または改善するための医療を受ける場合

◆精神通院医療の対象

精神疾患を理由として、通院による精神医療を継続的に要する場合

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）

障がい者が入所施設等において、昼間の活動を支援するサービスを受けられます

●障がい者の日中活動支援（障害者自立支援法に基づく療養介護、生活介護、機能訓練、生活訓練）

◆療養介護

医療を必要とする障がい者で、常時介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、監護、医学的管理の下の介護、日常生活上の世話等を提供します。

◆生活介護

常時介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間に障がい者支援施設で入浴・排せつ・食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会等を提供します。

◆自立訓練（機能訓練・生活訓練）

障がい者に対して、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練等を提供します。

- ・機能訓練は、身体障がい者のリハビリテーションや身体機能の維持・回復などを行います。
- ・生活訓練は、知的障がい者・精神障がい者の生活能力の維持・向上などの支援を行います。

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）

障がい者（児）の施設での食費や光熱水費等について、軽減が図られています

●障害者支援施設等への入所に係る食費・光熱水費等の給付

施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費等は全額自己負担ですが、所得の低い方は負担が軽減されます。

利用対象は、生活保護世帯と市町村民税非課税世帯です。

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）

地域において共同生活を営むための支援が受けられます

●グループホーム・ケアホームの利用、家賃補助

地域において共同生活を営むための支援が受けられます。

利用対象は、市町村民税課税世帯以外の世帯です。

◆共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対して、主に夜間において共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助を行います。

◆共同生活介護（ケアホーム）

障がい者に対して、主に夜間に共同生活を営む住居において入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。

◆家賃補助

グループホーム・ケアホームの利用者に対し、利用者1人当たり月額1万円を上限として家賃を助成します。

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）

障がい者（児）が在宅や通所などで利用するサービスです

●障がい者（児）のホームヘルプサービス等（訪問系サービス）

◆居宅介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルプサービスと呼ばれているサービスで、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護を提供します。

◆重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動中の介護を総合的に提供します。

◆児童デイサービス

障がい児に対して、肢体不自由児施設等に通って、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供します。

◆短期入居（ショートステイ）

居宅で介護を行う人が疾病等で介護できない場合に、障がい者等を障がい者支援施設等へ短期間入所させ、入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）

障がい者（児）の移動に関するサービスです

●障がい者（児）の外出支援

◆行動援護

知的障がい又は精神障がいによって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を提供します。

◆同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難のある障がい者等について、外出時において、当該障がい者に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を提供します。

◆重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動中の介護を総合的に提供します。

◆移動支援（ガイドヘルプ）

屋外での移動に困難がある障がい者・児について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

※市町村が実施する地域生活支援事業です。実施内容は、市町村によって異なります。

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）

目が見えない、見えにくい方を支援します

●社会福祉法人日本盲人福祉委員会 東日本大震災視覚障害者支援対策本部による視覚障がい者への支援

視覚障がい者に関するグッズの提供を行います。

- ◆提供内容 白杖、点字盤、点筆、点字用紙、音声時計、音声体温計、ルーペ、ラジオなど

お問い合わせ先 (社福)日本盲人福祉委員会 東日本大震災視覚障害者支援対策本部 090-1704-0437 (原田)
090-3464-1090 (加藤)

緊急時の精神科受診の相談を受け付けています

●岩手県精神科救急情報センター

精神科医療機関に通院されている方やこれまで精神科にかかったことのない方、またその家族等を対象に、夜間・休日に、突然精神的に具合が悪くなった場合にお話を伺い、適切な助言や必要なときに病院紹介を行う相談電話です。

お問い合わせ先 岩手県精神科救急情報センター 019-624-6791

障がいのある方の暮らしや仕事を総合的に支援します

就職を希望されている障がいのある方、在職中の障がいのある方が抱える課題に応じて、就業支援担当職員及び生活支援担当職員が職場や家庭を訪問するなどにより相談を行います。

◆対象者

職業生活における自立を図るために就業及びそれに伴う日常・社会生活に支援を必要とされている方です。

お問い合わせ先

盛岡広域障害者就業・生活支援センター	019-605-8822
岩手中部障がい者就業・生活支援センター	0197-63-5791
胆江障害者就業・生活支援センター	0197-51-6306
一関広域障害者就業・生活支援センター	0191-34-9100
気仙障がい者就業・生活支援センター	0192-21-1305
釜石大槌地域障がい者就業・生活支援センター	0193-55-4181
宮古地区チャレンジド就業・生活支援センター	0193-71-1245
久慈地区チャレンジド就業・生活支援センター	0194-66-8585
二戸圏域チャレンジド就業・生活支援センター	0195-26-8012

生産活動の機会、知識や能力向上のための訓練を受けることができます

●障がい者の就労支援（就労移行支援・就労継続支援）

◆就労移行支援

一般の会社などへの就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

◆就労継続支援

通常の事業所で働くことが困難な方に、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）

〈保険料・利用料など〉

保険料などが減額や免除される場合があります

●国民健康保険料の減額・免除

国民健康保険、後期高齢者医療に関して、保険料の減額や免除される場合があります。

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）

●介護保険の保険料の減額・免除

介護保険の保険料が減額や免除される場合があります。

◆減額・免除される方

被災ときに災害救助法の適用地域の住民であり、住家等が著しい損害を受けた方、主たる生計維持者が死亡・行方不明の方など

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）

●介護保険の利用者負担の免除

介護保険の利用料が免除される場合があります。

◆免除される方

被災ときに災害救助法の適用地域の住民であり、住家等が著しい損害を受けた方、主たる生計維持者が死亡・行方不明の方など

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）

●障がい者福祉サービスに係る利用者負担の減額・免除

障がい者福祉サービスの利用者負担について、減額や免除される場合があります。

◆減額・免除される場合

- ・障がい者等又はその属する世帯にあっては、生計を主として維持する方が、震災、風水害、火災等により、住宅、家財又はその財産に著しい損害を受けたとき
- ・障がい者等の属する世帯の生計を主として維持する方が死亡したこと等により、その者の収入が著しく減少したとき
- ・障がい者等の属する世帯の生計を維持する方の収入が、事業又は業務の休廃止、失業等により著しく減少したとき など

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）

医療機関での一部負担金が免除される場合があります

被災された方が医療機関で受診する場合、医療機関に支払う窓口負担が免除される場合があります。

◆免除される方

被災ときに災害救助法の適用地域の住民であり、住家が半壊以上の被害を受けた方、主たる生計維持者が死亡・行方不明の方などで、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会にご加入の方（※）

※その他の医療保険にご加入の方は、ご加入の保険者により窓口負担が免除されることもありますので、ご加入の保険者へお問い合わせください

◆免除期間 平成24年9月30日まで

お問い合わせ先 ご加入の医療保険の保険者

困りごとや悩みごとの相談

被災者の生活支援や相談対応を行います

●生活支援相談員

各市町村の社会福祉協議会に生活支援相談員を配置し、被災者の支援を行っています。

◆支援の内容

- ・訪問による見守り、相談、情報提供、生活支援の実施
- ・生活福祉資金貸付に関する相談
- ・福祉サービスなど各種生活支援サービスの利用援助
- ・福祉サービス、生活支援サービス利用者を支えるための近隣住民・ボランティアへの協力依頼や調整
- ・集う場づくりとコミュニティづくり
- ・被災者支援に係る諸団体、自治体との連絡調整

お問い合わせ先 各市町村社会福祉協議会（P75参照）

地域住民の身近な相談役です

●民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立って、安心して暮らしやすい地域社会を作るために活動しています。それぞれの民生委員・児童委員が担当する地域の中で、生活上の心配ごとの相談や福祉サービスを利用するためのお手伝いなどの活動に取り組んでいます。

お問い合わせ先 各市町村（P71・72参照）

「こころ」に関する相談窓口です

●地域こころのケアセンター

震災によるこころのストレスについて、相談・診察を受けることができます。

お問い合わせ先

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| 釜石地域こころのケアセンター
(県釜石地区合同庁舎2階) | 0193-25-1822 |
| 宮古地域こころのケアセンター
(県宮古地区合同庁舎1階) | 0193-62-1077 |
| 大船渡地域こころのケアセンター
(県大船渡地区合同庁舎2階) | 0192-26-0260 |
| 久慈地域こころのケアセンター
(県久慈地区合同庁舎2階) | 0194-52-7522 |

●こころの健康相談

震災によるストレス健康相談を電話で受け付けます。

受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時～17時

お問い合わせ先 岩手県精神保健福祉センター 019-629-9617

●いのちの電話「震災ダイヤル」

心の悩みについて、研修を受講し認定を受けたボランティアが電話により対応します。

受付時間 毎月10日以外 13時～20時
毎月10日 8時～翌日8時

お問い合わせ先 一般社団法人 日本いのちの電話連盟
毎月10日以外 0120-556-189
毎月10日 0120-738-556



子どもの教育に関する相談に対応します

●ふれあい電話

就学や進路についての悩み、学校に行けない、友達とうまく関われない、暴力を振るっている、非行や怠学で困っているなど、学校生活全般の相談に応じます。

受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時～17時

お問い合わせ先 岩手県立総合教育センター 0198-27-2331

●いじめ相談電話

いじめで悩んでいる児童生徒と保護者からの相談に応じます。

お問い合わせ先 岩手県教育委員会 019-623-7830（24時間）
（メール相談） fureai@pref.iwate.jp

●コスモスダイヤル

学習のつまづきや遅れなどが気になる、見え方や聞こえ方が心配、ことばが気になる、集団行動での落ち着きのなさが心配など、発達の遅れなどが気になる子どもに関する相談に応じます。

受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時～17時

お問い合わせ先 岩手県立総合教育センター 0198-27-2473

●すこやかダイヤル電話相談

子育て全般、子どもの交遊関係、子どもの勉強、子どもを取り巻く家族の在り方についてなど、家庭教育やしつけについての相談に応じます。

受付時間 月曜日～金曜日 10時～17時
（留守番電話・FAX 17時～翌日10時）

お問い合わせ先 岩手県立生涯学習推進センター 0198-27-2134

●高校生の転学に関する相談

受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時～17時

お問い合わせ先 岩手県教育委員会 019-629-6140、6141

子どもからの相談に対応します

●子どもの人権110番

子どもに関する人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が電話により対応します。子どもも、大人も利用できます。

受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時15分

お問い合わせ先 法務省子どもの人権110番 0120-007-110

●チャイルドライン

子ども自らが、自分の抱える様々な悩みを電話で相談できる窓口です。

18歳までの子どもだけが利用できます。

受付時間 月曜日～土曜日 16時～21時

お問い合わせ先 チャイルドライン 0120-99-7777

発達障がい児に関する相談に対応します

●発達障がい児（者）相談支援

発達の遅れや気になる子どもに関する相談に、相談支援専門員が応じます。大人も利用できます。

受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時～17時

お問い合わせ先 岩手県発達障がい者支援センター

019-601-2115

女性からの相談に対応します

●岩手県男女共同参画センター

女性からのさまざまな悩みについての相談に応じます。

(男性からの相談も受け付けています。)

受付時間 火・金9時～20時、その他9時～16時

お問い合わせ先 岩手県男女共同参画センター 019-606-1762

●女性の心のケアホットライン・いわて

女性の方が抱える被災に関するあらゆる悩みについての相談に応じます。女性が対象となります。

受付時間 10時～17時(土日祝日も受け付けます。)

お問い合わせ先 女性の心のケアホットライン・いわて
0120-240-261 (フリーダイヤル)

●女性健康支援センター

思春期に関すること、妊娠・避妊に関すること、不妊に関する一般的なこと、メンタルヘルスケアに関すること、婦人科疾患・更年期障害、その他女性の心身の健康に関することについての相談に応じています。

お問い合わせ先 各保健所 (P74参照)

●性犯罪被害相談電話

性犯罪の被害を受けたこと、過去の被害による精神的な悩み等の相談に応じます。

お問い合わせ先
岩手県警察本部 性犯罪被害相談電話 0120-797-874 (フリーダイヤル)

●DV相談

配偶者やパートナーから暴力を受けている女性からの相談に応じます。

お問い合わせ先

◆配偶者暴力相談支援センター

・岩手県福祉総合相談センター

月～金 8時30分～17時15分 019-629-9610

夜間 17時45分～21時40分 019-652-4152

土日祝日 9時～21時40分 019-652-4152

・各広域振興局保健福祉環境部

※本局以外は保健福祉環境センターとなります。

月～金(祝日を除く) 8時30分～17時

盛岡(本局) 019-629-6568 沿岸(本局) 0193-25-2702

県南(本局) 0197-22-2831 宮古 0193-64-2213

花巻 0198-22-4921 大船渡 0192-27-9913

一関 0191-26-1415 県北(本局) 0194-53-4982

二戸 0195-23-9202

・岩手県男女共同参画センター 019-606-1762

火・金9時～20時、その他9時～16時

・もりおか女性センター 019-604-3304

月・火・金10時～17時、水・木10時～20時

(毎月第2火曜日・祝日を除く)

◆岩手県警察本部 #9110

※各警察署でも相談を受け付け(24時間)(P76参照)

◆盛岡地方法務局 女性の人権ホットライン 0570-070-810

月～金(祝日を除く) 8時30分～17時15分

犯罪被害に関する総合的な相談に対応します

●警察安全相談電話

犯罪になるのか、犯罪にならないのかは分からないが困っていること、将来何らかの被害を受けるかもしれないこと等の相談に応じます。

お問い合わせ先

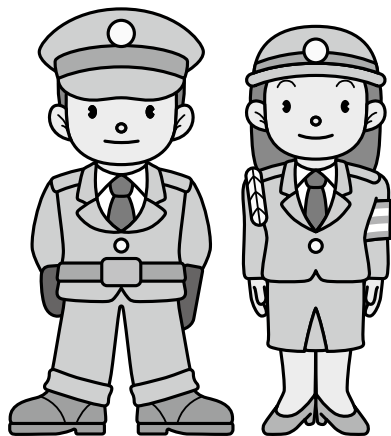
岩手県警察本部 警察安全相談電話 #9110 又は 019-653-0110
各警察署でも相談を受付（24時間）（P76参照）

●犯罪被害者支援に関する相談

犯罪の被害を受けたがどうしたらよいか分からない、犯罪被害者等給付金などの支援制度を知りたい等の相談に応じます。

お問い合わせ先

岩手県警察本部 被害者支援室 019-653-0110
公益社団法人いわて被害者支援センター 019-621-3751
月～金（祝日を除く） 13時～17時



「仕事」「心の悩み」「暴力被害」など暮らしの悩みの一括無料相談電話

●よりそいホットライン

どんな人のどんな悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を探します。

フリーダイヤル 0120-279-338（つなぐ・ささえる）

音声ガイダンスの後に相談したい内容を選択

- 1番 生活や暮らしに関する相談
- 2番 外国語による相談
- 3番 性暴力、ドメスティックバイオレンスなど女性の相談
- 4番 性別や同性愛に関する相談
- 5番 死にたいほどのつらい気持ちを聞いて欲しい方

お問い合わせ先

一般社団法人 社会的包摂サポートセンター 0120-279-338

一時的な宿泊場所の提供や生活の困りごと相談に応じます

●被災者等自立支援事業

一時的な宿泊施設の提供、生活や就業活動の支援など、さまざまな相談に応じています。

- ◆利用できる方
 - ・居住場所の確保が急に困難になった方
 - ・生活苦などにより、生活の立て直しが必要な方
 - ・就職活動が思うようにできない方 など
- ◆利用料 無料（宿泊施設の利用も含む）

お問い合わせ先

松山荘被災者等自立支援事業所（〒027-0086 宮古市新町1-2）
受付時間 8時30分～17時15分 0193-77-3238
緊急の場合：080-1660-3101
又は松山荘0193-62-7921 ※24時間対応

母子・父子家庭からの相談に対応します

●母子家庭等特別相談事業

母子家庭等が日常生活上抱えている諸問題について、弁護士による法律相談を行います。相談料は無料です。

相談できる方は、母子家庭の母・寡婦、父子家庭の父です。

◆相談内容

養育費、遺産相続、家庭紛争、交通事故補償、金銭消費貸借、生活保護、児童扶養手当、雇用保険、年金、税金、医療費、住宅・土地の問題など

ご相談がある場合は、事前にお問い合わせください。

お問い合わせ先 岩手県母子寡婦福祉連合会 019-654-9838

高齢者に関する相談に対応します

●シルバー110番

高齢者やその家族が抱える高齢者福祉、介護保険、医療などの心配ごと、悩みごとなどに対する総合的な相談窓口です。

高齢者とその家族の方が利用できます。

受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時

お問い合わせ先 岩手県高齢者総合支援センター 0120-848-584

●認知症に関する相談

認知症に関する相談窓口です。岩手医科大学附属病院の専門医師、臨床心理士、精神保健福祉士などが対応します。

本人、家族、介護従事者等が利用できます。

受付時間 月曜日～木曜日（祝日を除く）10時～16時

お問い合わせ先 岩手県認知症疾患医療センター 019-652-7411

障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応するための相談に応じます

●障がい者相談支援事業所による相談支援

障がい者（児）やその保護者又は障がい者の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。

障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

お問い合わせ先

◆久慈障がい者福祉圏域（久慈市、普代村、野田村、洋野町）

- ・地域生活支援センター久慈 0194-52-8177（精神）
- ・恵水園相談支援事業所 0194-53-6622（知的・障がい児）
- ・ひばり障害者支援センター 0194-61-1111（身体）
- ・琥珀の泉 相談支援事業所 0194-53-1105

◆宮古障がい者福祉圏域（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）

- ・相談支援事業所れいんぼー 0193-71-1245

◆釜石障がい者福祉圏域（釜石市、大槌町）

- ・相談支援事業所トーク 0193-59-2211
- ・相談支援釜石事業所 0193-21-1156

◆気仙障がい者福祉圏域（大船渡市、陸前高田市、住田町）

- ・地域活動支援センター星雲 0192-21-1305
- ・チャレンジドまちかど相談室リンク 0192-55-6225

（ ）内は、主たる対象障がい者

●高次脳機能障がいに関する相談支援

高次脳機能障がいとは、脳損傷に起因する認知障がい全般をさします。

支援拠点機関の相談支援コーディネーターが専門的な相談支援等を行います。

お問い合わせ先 いわてリハビリテーションセンター

019-692-5800

消費生活相談窓口

販売方法や契約のトラブルなど消費生活に関する相談に対応します。

★岩手県立県民生活センター（〒020-0021 盛岡市中央通3-10-2）

◆相談時間

平日：午前9時～午後5時30分

土・日曜日：午前10時～午後4時 ※祝日・年末年始は休み

相談専用電話：019-624-2209

★広域振興局の消費生活相談室

◆相談時間 平日：午前9時～午後5時

（平日のみ。但し、年末年始は休み。）

名称	所在地	電話番号
沿岸広域振興局宮古地域振興センター 消費生活相談室 (相談受付市町村) 宮古市、岩泉町、山田町、田野畑村	宮古市五月町 1-20	0193-64-2211

★市町村の消費生活相談窓口（専門の相談員に相談できる窓口）

市町村（相談受付市町村）	名称	所在地	電話番号
盛岡市（盛岡市、八幡平市、 雫石町、葛巻町、岩手町、 滝沢村、紫波町、矢巾町）	盛岡市消費生活センター	盛岡市肴町2-29	019-624-4111
宮古市	宮古市市民生活部生活課 市民相談室	宮古市新川町2-1	0193-68-9081
大船渡市（大船渡市、陸前 高田市、住田町）	大船渡市消費生活セン ター	大船渡市盛町字 宇津野沢15	0192-27-3111
花巻市	花巻市市民生活総合相談 センター	花巻市花城町 9-30	0198-24-2111
北上市	北上市消費生活センター	北上市芳町1-1	0197-64-2111
久慈市（久慈市、洋野町、 野田村、普代村）	久慈市・久慈広域消費生 活センター	久慈市川崎町1-1	0194-54-8004
遠野市	遠野市消費生活相談窓口	遠野市新町1-10	0198-62-6318
一関市（一関市、平泉町）	一関市消費生活センター 一関相談室	一関市竹山町7-2	0191-21-8342
	一関市消費生活センター 千厩相談室	一関市千厩字北 方174	0191-53-3957
釜石市（釜石市、大槌町）	釜石市消費生活センター	釜石市只越町 3-9-13	0193-22-2701
二戸市（二戸市、軽米町、 九戸村、一戸町）	二戸消費生活センター	二戸市石切所字 荷渡6-3	0195-23-5800
奥州市	奥州市市民環境部市民課 総合相談室	奥州市水沢区大 手町1-1	0197-24-2111
金ヶ崎町	金ヶ崎町住民課	金ヶ崎町西根南 町22-1	0197-42-2111

※専門の相談員がない市町村でも、担当課に相談できます。

被災者の生活の再建に向けて様々な相談に応じます

(被災者相談支援センター)

★どこに相談したらいいのかわからない、こんなことで困っているなど、どのようなことでもお問い合わせください。

★センター相談員とともに、専門的なご相談に対応するため、**弁護士、司法書士、建築士、土地家屋調査士、ファイナンシャル・プランナー**が日替わりで窓口で常駐して、皆様からのご相談に対応します。

◆相談時間 平日の午前9時から午後5時まで

久慈地区被災者相談支援センター	県久慈地区合同庁舎 1階 〒028-8042 久慈市八日町1-1 電話：0120-934-755
宮古地区被災者相談支援センター	県宮古地区合同庁舎 1階 〒027-0072 宮古市五月町1-20 電話：0120-935-750 ◆岩泉サブセンター（岩泉町小本支所） 〒027-0421 岩泉町小本字南中野241 ◆豊間根サブセンター（豊間根生活改善センター） 〒028-1302 山田町豊間根3-177-4 ◆山田サブセンター（山田町役場本庁3F） 〒028-1321 山田町八幡町3-20 ◆船越サブセンター（船越防災センター） 〒028-1371 山田町船越6-52-8
釜石地区被災者相談支援センター	シープラザ釜石 2階 〒026-0031 釜石市鈴子町22-1 電話：080-5734-5494 080-5734-5495 ◆大槌町被災者支援相談窓口（大槌町役場仮庁舎） 〒028-1192 大槌町上町1-3
大船渡地区被災者相談支援センター	県大船渡地区合同庁舎 1階 〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1 電話：0120-937-700

※専門家による相談時間は平日の午前10時から午後3時までです。

※専門家は日替わりで交代しますので、ご相談がある場合には事前にお問い合わせください。

◇ 関係連絡先一覧

部署名の記載のないものは代表番号

○ 県の機関

岩手県	019-651-3111
盛岡広域振興局	019-651-3111
経営企画部	019-629-6507
保健福祉環境部	019-629-6565
県南広域振興局	0197-22-2811
経営企画部	0197-22-2812
保健福祉環境部	0197-22-2831
花巻保健福祉環境センター	0198-22-4921
一関保健福祉環境センター	0191-26-1415
沿岸広域振興局	0193-25-2701
経営企画部	0193-25-2701
保健福祉環境部	0193-25-2702
大船渡地域振興センター	0192-27-9911
大船渡保健福祉環境センター	0192-27-9913
宮古地域振興センター	0193-64-2211
宮古保健福祉環境センター	0193-64-2218
県北広域振興局	0194-53-4981
経営企画部	0194-53-4981
保健福祉環境部	0194-53-4987
二戸地域振興センター	0195-23-9201
二戸保健福祉環境センター	0195-23-9202

○ 市町村

盛岡市	019-651-4111
宮古市	0193-62-2111
大船渡市	0192-27-3111
花巻市	0198-24-2111

○ 市町村

北上市	0197-64-2111
久慈市	0194-52-2111
遠野市	0198-62-2111
一関市	0191-21-2111
陸前高田市	0192-54-2111
釜石市	0193-22-2111
二戸市	0195-23-3111
八幡平市	0195-76-2111
奥州市	0197-24-2111
雫石町	019-692-2111
葛巻町	0195-66-2111
岩手町	0195-62-2111
滝沢村	019-684-2111
紫波町	019-672-2111
矢巾町	019-697-2111
西和賀町	0197-82-2111
金ヶ崎町	0197-42-2111
平泉町	0191-46-2111
住田町	0192-46-2111
大槌町	0193-42-2111
山田町	0193-82-3111
岩泉町	0194-22-2111
田野畑村	0194-34-2111
普代村	0194-35-2111
軽米町	0195-46-2111
野田村	0194-78-2111
九戸村	0195-42-2111
洋野町	0194-65-2111
一戸町	0195-33-2111

○ハローワーク

盛岡公共職業安定所	019-624-8902~8
ハローワークプラザ盛岡	019-623-4800
盛岡公共職業安定所沼宮内出張所	0195-62-2139
釜石公共職業安定所	0193-23-8609
釜石公共職業安定所遠野出張所	0198-62-2842
宮古公共職業安定所	0193-63-8609
花巻公共職業安定所	0198-23-5118
一関公共職業安定所	0191-23-4135
水沢公共職業安定所	0197-24-8609
北上公共職業安定所	0197-63-3314
大船渡公共職業安定所	0192-27-4165
二戸公共職業安定所	0195-23-3341
久慈公共職業安定所	0194-53-3374

○労働基準監督署

盛岡労働基準監督署	019-604-2530
宮古労働基準監督署	0193-62-6455
釜石労働基準監督署	0193-23-0651
花巻労働基準監督署	0198-23-5231
一関労働基準監督署	0191-23-4125
大船渡労働基準監督署	0192-26-5231
二戸労働基準監督署	0195-23-4131

○ジョブカフェ

ジョブカフェいわて（盛岡）	019-621-1171
ジョブカフェはなまき（花巻）	0198-22-3277
ジョブカフェさくら（北上）	0197-63-3533
ジョブカフェ一関（一関）	0191-26-3910
ジョブカフェ気仙（大船渡）	0192-21-3456
ジョブカフェみやこ（宮古）	0193-64-3513
ジョブカフェ久慈（久慈）	0194-53-3344
ジョブカフェいわて☆カシオペア（二戸）	050-7544-4480

○保健所

県央保健所	019-629-6562
中部保健所	0198-22-2331
奥州保健所	0197-22-2831
一関保健所	0191-26-1415
大船渡保健所	0192-27-9913
釜石保健所	0193-25-2702
宮古保健所	0193-64-2218
久慈保健所	0194-53-4987
二戸保健所	0195-23-9206
盛岡市保健所	019-603-8301
	（夜間・休日） 019-651-4111

○社会福祉協議会

岩手県社会福祉協議会	019-637-4466
盛岡市社会福祉協議会	019-651-1000
宮古市社会福祉協議会	0193-64-5050
大船渡市社会福祉協議会	0192-27-0001
奥州市社会福祉協議会	0197-25-6158
花巻市社会福祉協議会	0198-24-7222
北上市社会福祉協議会	0197-64-1212
久慈市社会福祉協議会	0194-53-3380
遠野市社会福祉協議会	0198-62-8459
一関市社会福祉協議会	0191-23-6020
陸前高田市社会福祉協議会	0192-54-5151
釜石市社会福祉協議会	0193-24-2511
八幡平市社会福祉協議会	0195-74-4400
二戸市社会福祉協議会	0195-25-4959
雫石町社会福祉協議会	019-692-2230
葛巻町社会福祉協議会	0195-66-2111
岩手町社会福祉協議会	0195-62-3570
滝沢村社会福祉協議会	019-684-1110
紫波町社会福祉協議会	019-672-3258
矢巾町社会福祉協議会	019-611-2840
西和賀町社会福祉協議会	0197-85-3225
金ヶ崎町社会福祉協議会	0197-44-6060
平泉町社会福祉協議会	0191-46-5077
住田町社会福祉協議会	0192-46-2300
大槌町社会福祉協議会	0193-41-1511
山田町社会福祉協議会	0193-82-3841
岩泉町社会福祉協議会	0194-22-3400
田野畑村社会福祉協議会	0194-33-3025
普代村社会福祉協議会	0194-35-2100
軽米町社会福祉協議会	0195-46-2881
洋野町社会福祉協議会	0194-65-5360
野田村社会福祉協議会	0194-71-1414
九戸村社会福祉協議会	0195-41-1200
一戸町社会福祉協議会	0195-33-3385

○岩手県警察

岩手県警察本部	019-653-0110
盛岡東警察署	019-606-0110
盛岡西警察署	019-645-0110
岩手警察署	0195-62-0110
紫波警察署	019-671-0110
花巻警察署	0198-23-0110
北上警察署	0197-61-0110
水沢警察署	0197-25-0110
江刺警察署	0197-31-0110
一関警察署	0191-21-0110
千厩警察署	0191-51-0110
大船渡警察署	0192-26-0110
遠野警察署	0198-62-0110
釜石警察署	0193-25-0110
宮古警察署	0193-64-0110
岩泉警察署	0194-31-0110
久慈警察署	0194-53-0110
二戸警察署	0195-29-0110

現在お住まいの市町村へ 住所等をご連絡ください

『全国避難者情報システム』に登録することにより被災された時にお住まいの市町村や県からさまざまなお知らせをお届けできるようになります。

●ご連絡いただく内容

氏名、生年月日、性別、現在お住まいの住所など

●お届けする行政サービスの情報の例

各種給付、税や保険料の減免、復旧・復興状況など

●以前にご連絡いただいた方も、居住先を変更された場合にはあらためてご連絡ください。

◆お問い合わせ：現在お住まいの市町村役場

または岩手県庁市町村課 電話 019-629-5229

被災された皆様に役立てていただくための暮らしの安心ガイドブック

平成 24 年 5 月 発行

編集・発行 岩手県復興局生活再建課

〒 020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

電話 019-629-6926 FAX 019-629-6944

岩手県ホームページ <http://www.pref.iwate.jp/>